

著作権とはどのような権利? (その1)

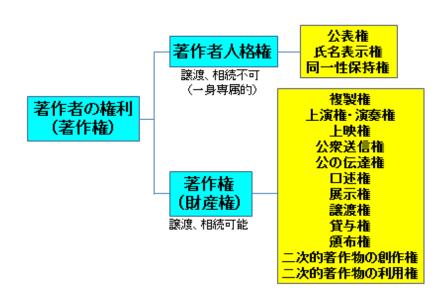
著作権と聞くと、小説、音楽、映画などを思い出される方も多いと思いますが、これらに限らず、思想 又は感情を創作的に表現したものであれば、講演、論文、レポート、美術、建築、写真、まんが、アニメ、 コンピュータプログラム、データベースなど(これらを「著作物」と言います。)も、著作権で保護されま す。そして、上手、下手や芸術的な価値などは関係ありませんので、幼児の描いた絵なども著作権で保護 されることになります。

しかしながら、思想又は感情ではない「東京スカイツリーの高さ:634m」のような事実やデータその もの、自分の創作が加わっていない他人の作品の模倣品、表現したものではないアイデアは著作権では保 護されません。

著作権には、下図に示すように種々の権利がありますが、代表的な権利として、印刷、写真撮影、コピー機による複写、録音、録画、パソコンのハードディスクやサーバーへの蓄積などの著作物をコピー(複製)することができる「複製権」があります。

例えば、学術論文をコピーしようとする場合は、原則としてこの複製権を持っている人から許可をもら う必要があり、無断でコピーすると複製権の侵害となります。ただし、個人的にのみ利用する場合や教育 のために利用する場合など、例外的に許可がいらない場合もあります。

著作権は著作物を創作した時に自動的に発生しますので、登録などの手続きなどは不要です。権利期間は著作者の死後70年(法人等の場合は公表後70年)までと、2018年12月30日付で映画の場合と同じになりました。



著作権の中にはさまざまな権利があります。

著作権とはどのような権利? (その2)

その1で、著作権(財産権)の一つとして、著作物をコピー(複製)することができる複製権があり、 他人の著作物をコピーする場合は、この複製権を持っている人から許可をもらう必要があることを説明しました。

しかし、この許可を得なくてもコピーできる場合がありますので、その主要なものについていくつか説明します。

1. 私的使用のための複製の場合

個人的な使用、または家庭内やこれに準ずる限られた範囲内で使用する場合は、許可を得なくてもコピーすることができます。

例えば、学生が本人の学習のためにコピーをする場合が該当します。しかし、企業や団体において内部 的に業務上利用する場合はもはや個人的な使用とはいえませんので、許可が必要になります。

また、<u>使用する者</u>自身がコピーすることが必要ですので、複製業者に依頼してコピーさせることはできません。なお、秘書が社長や教授などの命令に従ってコピーする場合は、社長がコピーするのと同視できると考えられています。

2. 引用による利用の場合

公表された著作物については、報道、批評、研究等の目的上正当な範囲で引用する場合は、許可を得なくても引用(コピー)することができます。

例えば、学術論文で他人の論文の一部を引用する場合、引用する必然性があり、自己の創作部分と他人の創作部分が明確に区別でき、かつ量的、質的に自己の創作部分が主で、他人の創作部分が従である場合が該当します。この場合、引用する著作物の出所を明示することが必要とされます。

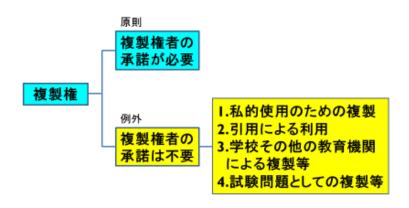
3. 学校その他の教育機関における複製等の場合

大学を含む学校その他の教育機関(非営利に限られます。)において、<u>教育を担当する者</u>(授業を実際に行う者)又は<u>授業を受ける者</u>(学生など)が授業で使用するために公開された著作物を必要と認められる限度でコピーする場合は、許可を得なくてもコピーすることができます。

例えば、教授が通常の講義やゼミで使用するための資料をコピーする場合が該当します。しかし、通常の講義ではなく、公的施設で単発的に講座を開設するような場合には、許可が必要と解されています。また、教師が市販の学習用ドリルを一部購入して生徒に配布する場合や、授業で用いるため市販のコンピュータプログラムを生徒の使用する複数の端末にコピーする行為は、もはや必要と認められる限度を超えているため、許可が必要になります。

4. 試験問題としての複製等の場合

公表された著作物については、入学試験等の試験・検定の目的上必要な限度でコピーする場合は、許可 を得なくてもコピーすることができます。 例えば、試験問題として、小説や論文の一部、短い文章、図表、グラフなどについて必要な範囲でコピーする場合が該当します。適用される試験としては、学力評価試験である入学試験、種々の技能検定などがあります。なお、学校等の定期考査の試験問題の場合は、上記の「学校その他の教育機関における複製等」に該当するとの考えもあります。



著作権とはどのような権利?(その3)

前回まで(その1~その2)は、著作権の「財産権」の側面について説明してきましたが、今回は、著作権のもう一つの側面である「著作者人格権」について説明します。

著作者人格権は、著作権(財産権)とは異なり、譲渡やライセンスすることはできず、相続の対象にもなりません。著作権(財産権)を他人に譲渡した場合でも、著作者人格権は著作物の創作者に帰属したままになりますので、著作権(財産権)の譲渡契約の際、著作者人格権は行使しない旨の特約がなされることがあります。この著作者人格権の権利期間は、著作物を創作したときから著作者が死亡するまでです。著作者人格権は、以下の3つの権利に分けることができます。

1. 公表権

公表権は、まだ公表されていない自分の著作物を公表するかしないか決定できる権利です。例えば、公 表前の他人の研究論文を無断で公表すると、この公表権の侵害となります。

2. 氏名表示権

氏名表示権は、自分の著作物を公表する時に、著作者名を表示するかしないか、表示するとすれば、実名 (本名) か変名 (ペンネーム等) かを決定できる権利です。例えば、ある学者が原稿を執筆し、それを本として出版しようとする場合、学者がペンネームでの出版を要求したのに、出版社が無断でその学者の本名で出版すると、この氏名表示権の侵害となります。

3. 同一性保持権

同一性保持権は、自分の著作物の内容や題号を、自分の意に反して無断で改変(変更・削除等)されない権利です。例えば、出版社が学者の執筆した原稿に無断で修正を加えて本を出版すると、この同一性保持権の侵害となります。

